池内　純衛　石神　義一　内田　勝海
大林　勅　大矢　純夫　片山　英吉
菊沖　孝　北田　泰之　北林　勇一
蔵　行道　小嶋　一男　篠原　種二
島田　高博　高森　新三　田中　正雄
辻本　勇　土屋　弘　針塚友三郎
廣田　欣一　宮本　惇　柳澤　和夫

瑞宝小綬章を授けられる（各通）

青柳　二郎　赤津　寛　淺谷　正人
浅利　健次　安達　升藏　阿部　勝一
荒木　正造　有賀　靖治　安藤　文
安藤　武　飯田　正治　飯塚　正雄
五十嵐十二　五十嵐三郎　池田　義三
井澤　昇圓　石井　純雄　石川　光夫
石垣　孝　石田　直三　一宮　正治
伊藤　榮　井上　春生　今村　秀久
猪山　英男　岩崎　勇　岩下　勝信
梅原　高志　梅本　政幸　大野　浩
大澤　好　大矢　正　岡田壽美男
大政　清一　岡田　時晴　岡野　重美
岡部　浩一　奥沢　三春　小澤　忠利
押川　晴男　小野　柾雄　恩田　憲
鍵野　馨　角谷　秀雄　風間　靜
加治　克己　加瀬　公毅　金増　清
紙田　嘉市　神林　正　亀井　重雄
亀山　連夫　萱島　榮　河合義之助
川口喜代藏　川口誠一郎　河内　安司
岸本　久　木上　勉　工藤　正哉
北村象次郎　木曽　裕　黒川　豊次
熊澤　千藏　倉島　平吾　小嶋　豊
黒柳　信春　小堺　栄一　小林　勝輔
小谷周一郎　古原　和美　駒板　泰吉
小林久二雄　古淵　繁　後藤田　昇
米谷　政敏　近藤　友晴　齋藤　芳夫
西條　文夫　齋藤　正　佐賀　敏一
三枝　啓惠　逆井　五平　重松　良和
佐々木文人　定成　政則　宗司　純
下野　泰弘　柴原　實　清水　齋　関口　正己
清水　信明　〆木　義雄　杉浦　敬次　高島　祐幸
杉浦　董　鈴木　勇　鈴木　純　高野　範雄
鈴木　高廣　鈴木　守　高松　重治　高見　秀明
瀬田　宗一　園田　勉　武井　尚　武田　充穂
高林　良子　竹内　忠雄　田中　善友
高橋　春雄　竹本　路可　谷澤　實
高松　武男　田島　久生　角田　義繩
瑞宝双光章を授けられる（各通）　谷口　正信　富樫　睦邦
青山　吉雄　塚本　辰己　中川　芳寛
板倉　芳男　津本伸二郎　中野　治光
菊池　貢　外山　芳輝　中村　言守
田村喜代治　仲地　辰彦　中柳　正春
鶴巻喜一郎　中島　武光　成相　幸藏
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上四月一日）　中野　善夫　西尾　必溥
有原　常一　中溝　寛　能美　信一
奥田　順一　中村　武郎　英　哲治
栗田　鷲一　中本　楠男　原　照美
鶴巻喜一郎　那須　岩藏　廣井　弘
宗景　廣　新村　登　福留　則雄
石村　久夫　西村　徳　二木　常成
小野　イヘ　西坂　客二　古川　三男
栗田　隆三　服部　茂俊　堀田　元二
林　弘志　増田　二夫
濱田　春雄　松下　米藏　松田　良雄
平井　貞雄　松本　武志　松谷　信廣
福江　章雄　三浦　平八　三科　ゑ久
藤井　正　三枝　優　御室　晋
渕澤　良知　宮坂　善壽　三輪　禮濟
保松　勝信　村尾　春雄　本澤　清人
牧　仁之　守本　秀弘　守矢　寛
松下　米藏　安田　泰博　柳本　正巳
松本　武志　山川　保　山佐　一男
三浦　平八　山下　德樹　山本　捨次
三枝　優　山本　慶一　横山　啓一
御室　晋　山本　博　吉田　勇
宮坂　善壽　横田　稔　義原　修
村尾　春雄　横山　喬　渡部　忠吉
守本　秀弘　吉開　久次
守矢　寛　吉浜　甫
柳本　正巳　米田　勝義
山佐　一男　渡村　利朗
山本　捨次
横山　啓一
吉田　勇
義原　修
渡部　忠吉

皇室事項

信任状捧呈式

四月七日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在フィリピン国特命全権大使マニャヒ・エム・ロペスの信任状捧呈式を行われた。

四月七日午後四時、宮中において、新任本邦駐在リベリア国特命全権大使ヤンガー・セベリー・テレウォダの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画の修正について

東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画を修正したので、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第5条第3項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年4月11日

中央防災会議会長　菅　直人

東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画の修正について

一．修正の目的

気象庁の発表する東海地震に関連する情報のうち、「東海地震観測情報」の名称が「東海地震に関連する調査情報」に変更され、平成23年3月24日より運用が開始されることから、関連する記載の修正を行った。

二．修正年月日

平成23年3月24日

三．修正の主な項目

「東海地震観測情報」を「東海地震に関連する調査情報（臨時）」に改めた。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の中期目標の一部変更について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり変更し、平成23年3月30日に指示したので同項の規定に基づき公表する。

平成23年4月11日

厚生労働大臣　細川　律夫

第2の1中⑤を⑥とし、④の次に次のように加える。

⑤　地方において委託により実施してきた高年齢者等に係る雇用関係業務及び障害者雇用納付金関係業務については、委託方式を廃止し、機構が直接実施することにより、業務の効率化及び管理経費の縮減を図ること。

第2の4中「また、各都道府県の雇用開発協会等及び㈳全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約については、一般競争入札等競争性のある契約形態へ移行すること。」を削る。

第3の1の⑶中「到達しつつある」を「到達し、さらに平成24年には65歳に到達しはじめる」に改め、第3の2の⑶の①のイ中「実施により、」の下に「常用雇用労働者数が300人を超える事業主については」を加え、「維持する」の下に「とともに、平成22年7月から新たに適用対象となった常用雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業主については、中期目標期間終了時までに、同様の収納率を目指す」を加え、第3の2の⑶の③中「実践的手法の開発、講習の事業、啓発」を「各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、啓発等」に改め、第3の2の⑶の③のアを次のように改める。

ア　各種講習、相談・援助等の実施

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。

障害者の能力と適性に応じた雇用の促進と職場定着を図るため、障害者雇用に関する専門的な知識と経験を有する者を活用して、特に困難な課題を抱える事業主に対する障害者の職域拡大や雇用管理等に関する相談・援助を効果的に実施すること。

附　則

この中期目標は、平成23年4月1日から変更する。